自由民主党

ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡下さい。

衆議院議員 田中かずのり 和徳
国政報告書第２７７号

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03－3508－7294
FAX:03－3508－3504
http://www.tanaka-kazunori.com
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp

謹賀新年 平成３０年の初春をお慶び申し上げます。

『田中和徳　新春の集い』のご案内

日時:平成30年2月21日(水) 受付開始18:00～ 開会18:30～

場所:川崎日航ホテル 受付:10階 会場11・12階 会費:5,000円

旧年中は、田中和徳の日々の活動に温かいご理解を賜り、心より御礼申しあげます。
第二次安倍政権が発足して早や5年が経ちました。その間、株価や求人倍率などの向上が著しく、経済状況は好転しています。しかし、長年にわたり実質賃金はなかなか上昇せず、残念ながら経済回復の恩恵が国民生活にまで十分浸透しているとは言えないのが現状です。
また、北朝鮮情勢や社会保障改革など、我が国には内外ともに重大な課題が山積しています。
国民の生命と生活を守り、国民所得を向上させるため、本年も全力投球で頑張って参ります。

民法の時効・法定利率・瑕疵担保責任の規定を改正！

◆昨年5月、民法の様々な項目の内、債権分野(※モノの売買やサービスの提供など、契約に関するルールを定めた分野)の規定が大規模に改正された。**新規定は、2020年までに施行される。**

◆民法の債権分野の規定は、明治31年に制定されて以来、約120年間手つかずのままだった。
今回の法改正の趣旨は、時代遅れとなった規定を現代に即したものへと変えることである。

◆今般の法改正は多岐にわたり、国政報告書270号では、①連帯保証人、②敷金、③約款の3点を紹介した。今号では、残りの①**時効**、②**法定利率**、③**瑕疵担保責任**、について解説する。

１．消滅時効の期間の統一

◆民法には、時効という規定がある。端的に言うと、『長い間持ち続けた物は自分の所有物にしていいですよ』、『長い間放置されていた借金は踏み倒していいですよ』、という制度である。
前者を『取得時効』、後者を『消滅時効』と呼び、今回の改正で消滅時効の規定が変更された。

≪時効制度の存在意義　『30年間不法占拠され、マンションが建てられている土地の場合』≫

①取引の安全の保護	時効制度を認めず、土地の所有権を本来の持ち主の元に戻す場合、 不法占拠者が負担したマンションの建築費用はどうなるのか、 マンションの管理業者は誰を相手に管理請負契約を結べばいいのか、 などのように、様々な権利関係や取引関係に重大な混乱が生じる。
②立証の困難性	30年も経過している以上、土地の売買契約書が散逸してしまったり、 当時の関係者が亡くなったり、権利関係の立証が困難な場合が多い。 そうした混乱を避けるため、時効制度により権利者を確定する必要がある。

≪民法改正による消滅時効に関する変更点 ： 職業別消滅時効の廃止≫

	飲食料・宿泊代金	売買代金	労働者の賃金	銀行の貸付金
相手方に債務の返済や支払いを求める権利が消滅するまでの期間	1年	2年	2年	5年

民法改正による消滅時効規定の統一

相手方に債務の返済や支払いを求める権利が消滅するまでの期間	下の2つの期間の内、期限が早い方が消滅時効の期日になる。 ①返済や支払いを求める権利が発生した時点から10年間 ②債権者自身が、相手への請求権を自覚した時点から5年間

2. 法定利率の変更

◆借金などの金銭債権の中には、事前に利息率を定めない、または定められないものも存在する。
そうした場合、法律が定めた利率をもとに利息を計算することになる。これが『法定利率』である。

≪法定利率が適用される金銭債権の事例≫

遅延損害金	期限内に家賃やクレジットなどの支払いが滞った場合の延滞金。
逸失利益	交通事故などで人が亡くなる、または障害を負って働けなくなった場合、 その人が本来なら働いて得ていたはずの収入が失われてしまう。 被害者は加害者に対して、この逸失分のお金を損害賠償請求できる。

≪民法改正による法定利率に関する変更点 ： 利率の引き下げと変動制の導入≫

	民法改正前		民法改正後
民事法定利率	年率5%	→	両方ともに年率3%に統一 利率は3年ごとに見直し
商事法定利率	年率6%		

◆現在、市場の金利水準は極めて低い状態にあり、法定利率との間には大きな乖離がある。
そこで、法定利率を大幅に引き下げ、市場金利の変化を反映するために変動制が導入される。
また、利率引き下げで逸失利益の賠償額が大きく増え、被害者救済に資する改正となった。

3. 瑕疵担保責任の廃止、契約不適合責任の新設

◆売り主は品質に問題のある商品を売ってはならないが、パソコンのシステム開発にバグが紛れ込んでしまうなど、売り主がよく注意しても気づけない『隠れた欠陥』が、商品に伴う場合がある。
◆こうした場合、しっかりと努力していた売り主に対して過大な責任を求めるのは酷ともいえるが、同時に、欠陥のある商品を掴まされた買い主の利益も、当然ケアしなければならない。
そこで、従来は売り主に限定的な責任(＝瑕疵担保責任)を認め、両者のバランスを取ってきた。
◆しかし、瑕疵担保責任の考え方では、買い主の保護が十分でないことが多く、問題となってきた。
そこで、今回の法改正では、買い主の利益保護に向けて規定が変えられた。

＜民法改正による変更点 ： 瑕疵担保責任の廃止、契約不適合責任の新設＞

	民法改正前(瑕疵担保責任)		民法改正後(契約不適合責任)
売り主が責任を負う事由	注意しても気づけない隠れた欠陥	→	契約内容に適合しない商品内容
契約解除の可否	原則として不可能		原則として可能
損害賠償の範囲	商品の代金のみ		商品の代金と、その商品を使えば得られたであろう事業益
欠陥を直すよう要求できるか	要求できない		原則として可能
欠陥を理由に値引きできるか	要求できない		原則として可能